

Case No.	Organization	Organization	Text	Change Requester	Description of Change Request	Version
00360	EFPIA	EFPIA	署名に対するGxP要件を、試験報告書に對する複数ファイルの提供と関連する場合を、考慮する必要がある。GCPおよびGLPに基づくと署名は全報告書を対象とする。従つて初回提出では、報告書に示された署名は全報告書を対象とした、電子的ライセンスなどと解釈できる。しかし、電子的なライセンスなど一部のファイルのみを更新することが可能である。署名の適用範囲のGxP解釈に関する限り、ライセンスを提供する必要がある一つであり、いつ署名も更新する必要があるのか、各バージョンの署名を実際に何に適用するかを明確に示すためにプロセスをどう設計すべきか。		2003年11月のCTD Coordination group (CTD調整グループ) に持ち込まれている。	範囲外
00370	FDA/PhRMA	FDA	<item>randomisations-scheme</item>を <item>randomisation-scheme</item>に、そして<item>iec-erb-consent-form-list</item>を <item>iec-erb-consent-form-list</item>に変更する。 单数形のrandomisationを使用し、複数形を使用しない。 iec-erb-consent-form-list値における誤りと考えられるものを訂正する。		要請者が変更要請の取り下げを依頼した。	却下
00380	EFPIA	EFPIA	付録4		M4グラニュラリティ・ドキュメントを参考すること。	承認 (仕様変更) Version 3.2で 変更
00390	FDA/EPPIA	FDA/EPPIA	2-1ページ A		現在、ICHウェブサイトに空のテンプレートが存在しない。 と述べられている。テンプレートは存在しない。	Q&Aとして承認 No. 13
00400	EFPIA	EFPIA	付録9		仕様書の付録9のナシクリングは誤りである。 9-14から始まっているが、9-1の間違い。	承認 (仕様変更) Version 3.2で 変更

件名	申請者	申請者	申請者	申請者	申請者	申請者	申請者
00410	FDA	FDA	トラッキング表	00180を終了し、概要欄の最初の段落の文章を削除する。	却下	要請者が変更要請の取り下げを依頼した。	Version 3.2で
00420	Boehringer Ingelheim Pharmac. Inc.	FDA	付録4:eCTDに対するファイル構成	eCTD品質モジュール3の全てのセクションで、各セクションおよびサブセクションに單一の文書または複数の文書を含めるオプションを認めるよう推奨する。特定の方法を採用した場合(单一または複数の文書)、添付書類のファイルサイクルを通してこれを維持すべきことに同意する。	(承認) 変更	eCTDで、单一または複数文書/ファイル構成中の項目11)は「2.2.CTD緒言」(eCTDファイル構成の項目10)と重複している。eCTD仕様から「2.3.品質の総括に対する緒言」を削除するよう推奨した。	
00430	Boehringer Ingelheim Pharmaceutical Inc	FDA	付録4:eCTDのためのファイル構成	f2.3.品質に関する総括資料」(eCTDファイル構成中の項目11)は「2.2.CTD緒言」(eCTDファイル構成の項目10)と重複している。eCTD仕様から「2.3.品質の総括に対する緒言」を削除するよう推奨した。	却下	eCTDで既に認められている。eCTD仕様(付録4)は更新する必要があり、次回の仕様変更で更新予定である。	
00440	FDA	FDA	DTDおよび仕様	容器/施栓系を属性として含めることを考慮すること。	保留	内容についての問題があるので、eCTDの範囲内ではない。CTD Qビルドの話合いで、CTD Q文書には既にプレースホルダーがあるので、変更は必要ないと確認された。CTD Q文書中のナンバリングが変更された場合は、eCTDもこの変更を行う。	eCTDでの経験をさらに積みまで保留 Version 3.2で
00450	FDA	FDA	仕様3.0、6-3~6-9ページ、8-2ページ	承認された変更要求No.00240は現在すべての地域で受け入れられており、変更後のファイル属性と共にリーフIDを使用することを確実にする。	リーフレベルでのリーフIDが必須となるよう仕様変更を行う。	(承認) 変更	(仕様変更)
00460	EFPIA	EFPIA	STF仕様及USM4 Granularity Annex	既存文書(過去に作成した報告書)はSTFおよびUSGranularity Annex毎としての区切られたファイル/文書への分割を必要とせず、引き続き単一のファイル/文書として提出することはできるか?すべての報告書がCTDで定義した方法で構造化されるべき特定日はあるか?	混合申請(单一ファイルとしての既存文書(過去の報告書)およびSTF仕様(過去の報告書)は現時点では受け入れられる。移行のための期間は明確にすべきである。	Q&Aとして承認	No. 22
00470	EFPIA	EFPIA	仕様3.0及びM4 Granularity Appendix	GLPおよびGCP査察官は報告書に連続したページ番号があふれることを期待する。CTDおよびeCTDではドキュメントファイルごとにページ番号が振られていことを認めてしまい。それら二つのページ番号は同じではない。	2003年11月のCTD Coordination group(CTD調整グループ)に持ち込まれている。	範囲外	

00480	JPMA	仕様3.0、付録5	eCTD申請で利用する媒体のタイプの一覧表 は不要である。その代わりに、実際に使用する媒体および地域のガイドラインに、M2の推奨があるべきである。	次回の仕様変更でセクション5-2を更新する。	承認 (仕様変更)	Version 3.2で 変更
00490	JPMA	JPMA	空のフォルダ構造	空のフォルダ構造のテンプレートに誤りがある。 空のフォルダ構造	空のフォルダ構造を更新する。	承認 (仕様変更)
00500	JPMA	JPMA	仕様3.0、付録3	付録3の図3-3および図3-4に誤りがある。		承認 (仕様変更)
00510	JPMA	JPMA	仕様3.0、付録4	付録4の23行目と24行目のpharmacologyの省略の仕方にについて整合が取れていない。	24行目をpharmacolに訂正する。	承認 (仕様変更)
00520	JPMA	JPMA	仕様3.0、付録2	最大長256のバスの長さは規制当局者がバスを追加する必要がある場合に追加することが許容されない。	ページ2-4を変更し、最大長を230とすることで規制当局者がサーバーの名称をそのままバスに追加することを認めめる。(ページ2-4)	承認 (仕様変更)
00530	ICH M2 IWG	ICH M2 IWG	仕様3.0、表6-3	replaceとappendのoperation属性を明確にして仕様を変更する。	承認 (仕様変更)	Version 3.2で 変更

00540)	EFPIA	EFPIA	仕様v3.2	v3.0を使用した提出物をv3.2に移行させることは可能か?	3.0を使用している場合であっても、IDを義務付けて適合性の問題を回避することが望ましい。すでに提出済みのファイルについては、規制当局に相談して、ライフサイクル問題の解決法を確認すること。	Q&Aとして承認	No.26
				「依頼者の中には、すでに3.0を使用して提出をすませているのだが、IDを導入し、修正したファイル属性でIDを使用するv3.2に変更できなくなるので、当該申請の残りのライフサイクル期間中も3.0を使い続けなければならぬ」とベンダーが言っている。これは本当だらうか?また本当ならば、当局としてはどのようにすることを推奨するのか?今後も古いバージョンを使い続けるのは実際的とは思えない。こうした状況を改めることはできるか、また将来、仕様が再び更新されたときにどうやつたらこのような事態を回避できるのか?			

550	EFPIA	EFPIA	仕様v3.2	<p>ID値の文字セットに関する制約について明確にしてほしい。W3Cの定義によると、ID属性値は「名称」定義を用い、文字、下線、コロンのいずれかで始まるようにすれば、その後はどのような文字(大文字または小文字)、数字、ビリオンド、ハイフン、下線、コロンの組み合わせでもよいとなっている。最近FDAは、ID属性値に下線文字が入っているという理由でJ&JにノバロットeCTD提出を付き返している。ID属性の構文はファイル名の構文と一致しなければならぬといふのがFDAの言い分である(ICH eCTD仕様に従えば、小文字、数字、ハイフンのみということになる)。ICH仕様ではページ3.2の2-4ページおよび2-5ページにID属性についてこの構文を用いるよう定めているというのをFDAは根拠としている。ハイパーリンクで使用するのであり、またリンク・テキスト(下線を使用している場合)のフォーマッティングと誤る可能性があるので、IDに下線を含めることはできないとも発言している。この2つの仕様には互換性がない。明確にしてほしい。</p>	FDAは、最初の文字以外であればリーフIDに下線を使用することに同意する。	却下
-----	-------	-------	--------	---	---------------------------------------	----

560	EFPIA	EFPIA	仕様v3.2	<p>モジュール2-5でノード拡張を利用できるかどうかについて、ICHの全地域で明確にしてほしい。</p> <p>ICH仕様ではモジュール2-5においてノード拡張を利用して良いとしており、モジュール1での利用については地域固有の問題としている。FDAは提出書類のいかなる部分でもノード拡張はサポートされないと述べており、これはICH仕様を無効にするものと見える。欧洲での提出書類作成の経験から、モジュール4および5についてナビゲーション可能な構造で引き渡すにはノード拡張が必要なことが判明している。現時点では、これはeCTDが異なる地域で再利用できることを意味したがって業界に多大な修正作業をもたらすこととなる。FDAはモジュール2-5でノード拡張を受け入れるべきである。</p>	<p>FDAは、ノード拡張が濫用されるのではないかと心配してきた。試験的期間での絏験から、こうした懸念がある場合、多くの場合、米国におけるSTPの要件はノード拡張の必要性をなくすものである。ノード拡張の利用が妥当と思われる場合も中にはある可能性もあり、それについてもFDAと個々の事例別に話し合うべきである。当面、他の地域はeCTD仕様を遵守する形での適切なノード拡張を受け入れる予定である(すなわち、情報を提出するのに他に実行可能な手段がない)というのでない限り、ノード拡張の利用は勧められないと。IWGがこの事態を再検討する。</p>	<p>Q&Aとして No.28</p> <p>承認</p>
570	EFPIA	EFPIA	スタイルシート	<p>ICHの標準的なスタイルシートはノード拡張の利用を十分サポートしておらず、表示に問題が生じる。</p> <p>ICH仕様では最下位でのノード拡張の利用をサポートしている。ノード拡張を利用するすると、スタイルシートはファイルのタイトルを正しく表示しない。当該ノード拡張の下にあるファイルすべてが、各ファイルのタイトルに含まれてしまう。この問題を示した画面ショットを添付する。</p> <p>スライド1: XMLソースコード スライド2: スタイルシートの表示。黄色い箱の中のテキストはm5351(と、理想的にはノード拡張の詳細をえたもの)であるはず。 スライド3: DataFarm Viewerの最新版での表示(PPTスライドを添付)</p>	<p>承認</p>	<p>スタイルシートを変更した。</p>

580	EFPIA	EFPIA	仕様v3.2	仕様の解釈の違い並びにバリデーション対象項目が異なるために、ある種のeCTD構築システムの出力と閲覧ツールの間に重大な不適合がある。ICHはバリデーターがバリデーター・ション(おなじく)がハバリデーター・ション(こよな)に使用する基準を定めることから始める。	この問題は認識している。まず、様々なベンダーがバリデーター・ション(こよな)に使用する基準をICH webサイトに本年末までにQ&Aとして公表する予定	承認 バリデーター・ション基準をICH webサイトに本年末までにQ&Aとして公表する予定
590	Datafarm Inc	PhRMA	仕様v3.2	個々のファイル名は作成当初からファイル名の終わりまでずっと固定するのか。	答えは否。 Q&Aとして 承認 No.23	

600	Datafarm Inc.	PhRMA	仕様v3.2	INDEX XMLにおける地域固有XMLの参照DTDおよび仕様によると、提出される文書はすべてXMLパックボーン内に参照（リーフ）がなければならないとなっている。修正、変更などを適切なオペレーションを行った場合、改変したファイル属性を使って当該文書のライフサイクルを維持すべきである。この規則は地域固有のXMLファイルを参照するリーフにも適用されるのか？実際の文書は地域の当局に管理されているとしても、このリーフ/文書の参照およびライフザイクル管理はICH DTD内にある点に注目されたい。	Q&Aとして承認	No.24
610	Datafarm Inc.	PhRMA	仕様v3.2	申請様式とカバーレターのライフサイクル…DTDおよび仕様によると、提出される文書はすべてXMLパックボーン内に参照（リーフ）がなければならない。修正、変更などを適切なオペレーションに送ったならば、改変したファイル属性を使って当該文書のライフサイクルを維持すべきである。この規則は全連続提出資料に存在する申請様式とカバーレターを参照するリーフにも適用されるのか？また、これは地域が異なっても共通するものである。実際の文書は地域の当局に管理されているとしても、地域が異なっても共通するので、共通のガイドラインがあると良いだうという点に注目されたい。	モジュール1内の文書について個々の地域固有文書を参照。地域固有の手引きを見ること。	範囲外

620	Datafarm Inc	PhRMA	仕様v3.2	MD5値のテキストファイルおよびカバーレター	eCTD仕様の付録5でカバーレターを紙で提出するよう要求しているが、これをバックボーンにリンクしていないPDF(cover.PDF)の形でも提出する必要がある。このカバーレターニューストを付録として追加することになる。こうした事柄は地域別の手引きでも取り上げられている。仕様の次の一項目で明確にすることとする。	次回仕様において明らかにする。
-----	--------------	-------	--------	------------------------	---	-----------------

630	Datafarm Inc.	PhRMA	仕様v3.2	<p>ID値要件が明確でないので、追加の仕様が求められる。</p> <p>ICH仕様の6-8ページに「XMLインスタンス中のこのファイルに関する固有の識別子。リーフIDは文字で始まなければならない」とある。</p> <p>ID値は、</p> <ul style="list-style-type: none"> -英字で始まなければならぬ、 -使えるのは英数字だけで、符号や特殊文字は使えない、 -空白は入れうこと -ID値の長さは“n”文字を超えてはならない、 <p>というように明確にすると良いだろう。</p> <p>地域固有の審査システムでは、タグ名などリーフ属性の長さに独自の制限を課している。 href最大長やファイル名の最大長と同様、これもICHが管理するとよいだろう。</p>	<p>IDは英字で始まなければならない、却下</p> <p>という点以外には、これらのファイルがあるだけである。</p>
-----	---------------	-------	--------	---	--

640	GSK	EFP/A	仕様v3.2	<p>最大ファイルサイズの記載において、不整合がある。</p> <p>付録7 申請資料フォーマットの仕様、7-1ページにおいて、ガイドンスは「PDFファイルに効率的にアクセスするようにするために、PDFファイルは100MB以下にするべきである。」と記載されている。しかし、7-4ページ(翻訳版では7-5)の「ページ番号づけ」の項では「この規則に対して2つの例外が生じうる。(詳細はCTDモジュールに対するガイドンスを参照のこと)。第一は、文書が大きすぎるために(例えば50MB以上)分割されている場合。この場合は2番目(または後続)のファイルに、「1番目(または先行)のファイルからの連続番号を付ける。」。整合性を図るために、この箇所は100MBにて改訂しなければならない。</p>	<p>これは、仕様書の記載誤りである。 この例示における最大ファイルサイズは50MBではなく、100MBである。</p> <p>(仕様変更) 承認 次回メジャーチェンジ 改訂時対応</p>
650	Centocor BV	EFP/A	仕様v3.2、付録4、モジュール3.2.Sのファイル構成	<p>製造者(に関する記述)をサポートするファイル構成は、モジュール2.3.S、2.3.P、3.2.Sおよび3.2.Pを通じて一貫しているべきである。現在、3.2.Sは物質/製造者ごとに細分化され、3.2.Pは製品によってのみ細分化される。一方、2.3.Sと2.3.Pは細分化されていない。すべてのセクション中の製造者(に関する記述)そのための細分化を定義できるか。 変更要求660を参照。</p>	<p>モジュール2.3.Sおよび2.3.Pについて、却下 CTD Q参照</p> <p>モジュール3.2.Pについては、どのように3.2.Pとそのサブセクションを構成するかのCTD Qを参照。</p>

660	Centocor BV	EFPIA	仕様v3.2	3.2.Pのファイル構成は製造者間の差別化に 関する3.2.Sと同じ原則に従うべきである。 3.2.Sは物質製造者によるフォルダ構成があり、3.2.Pは、製品より下位のそのような 構成を持っていない。 フォルダ構造は各製造者について提出され るべきである。	どのように3.2.Pとそのサブセクション を構成するかのCTD Qを参照。	範囲外	CTD Q参照
670	Centocor BV	EFPIA	仕様v3.2	同一文書コピーの保守を防ぐために、eCTDライ フサイクルにおいて、同じ申請中のどこか、 あるいは先の申請のいずれかの適切な文書へ のリンクを作ることを可能とするべきである。オリ ジナルの変更要求で例示されている。	eCTDファイルは、單一のシーケンス内(申 請中)に一度だけ含まれているべき である。	保留	次回会時に検討
680	Aventis	JPMA	ICH eCTD スタイ ルシート	ICH eCTDのスタイルシートはノード拡張に対し て正常に動かない。	承認	スタイルシートを変更し た。	

690	GSK	EFPIA	仕様v3.2	品目のライフサイクル中ににおける仕様書の改訂について	一つの申請を通じて、DTDのバージョンは一つであり、初回提出申請時に用いたDTDバージョンを同一申請の期間中に使い続けることを期待するか?あるいは、新規あるいは継続中かにかかるわらず全ての申請を横断する、DTDの新バージョンをある一定の時期から使いはじめなのか?	また、仮にDTDの変更が必要であるならば、例えば古い項目の名称変更や新たな項目の追加など構造が変更された場合、どのように規制当局は累積ビュー用閲覧ツールを提供するか。	Q&Aとして承認	No. 27
700	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	複数の地域を対象とするeCTDを提出できるか?	申請資料のモジュール2-5の内容が2つ以上の地域で同じ場合、同じeCTDで複数のモジュール1を提出することは許容されるか?		Q&Aとして承認	No. 29
710	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	ベンダー固有のスタイルシートは認められるか?スタイルシートには、参照リンクを他のファイルヘリエクトする機能が含まれることがある。			Q&Aとして承認	No. 30
720	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	地域インデックス・ファイルにMD5値は必要か?	地域 MD5 チェックサムファイル(##-regional-md5.txt)は必要か、任意か、または許容されないのであるのか?		Q&Aとして承認	No. 31
730	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	日本語の文字は2バイトである。それでも、日本語のファイル/フォルダ名に64文字を使用できるか?			Q&Aとして承認	No. 32

740	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	「ID」属性の許容される先頭文字の明確化。 仕様の表6.8は、ID値は文字で開始しなければならないと規定している。文字は、アルファベット、数字などであることから、これは正確ではないだろう。W3Cの定義によれば、数字は許容されない。実際に許容される文字について、もっと正確な定義を提供していただきたい。	Q&A No. 11を参照	却下
750	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	どの程度の長さの「title」属性が許容/推奨されるか? 「title」フィールドには文字数の制限はないようである。試験報告書などの文書の表題(titles)はしばしば数百文字になることがあるので、実際には制限があるのかどうか、およびフルtitle(表題)が審査官にとって有用なのか、あるいは短縮形を使用すべきかについて、指示をいただきたい。	1024バイト以内で簡略化アイテムを推奨 簡略化したタイトルの長さを使用を推奨(2006年6月会合の前回コメントを変更(上記参照))	承認(仕様変更) v3.3対応
760	Lorenz	EFPIA	仕様v3.2	申請連続番号は常に重複的ですべきか。例えば、常に0005を0004の後に提出すべきか、あるいは0004より前に0005を提出できる状況があるか?	Q&Aとして承認 No. 3.3	Q&Aとして承認(仕様変更) v3.3対応
770	AstraZeneca	PhRMA	仕様 v3.2 6-11 ページ、「ページ」としてセクションを提出するための指示」を参照	「application-version」属性の内容は、PDFバージョンまたはAcrobatバージョン(例えば、PDFバージョン1.4またはAcrobat 5)のいずれを参照すべきかを明確にしてほしい。	既に変更要請(#00090)で対応している。そこでは、PDFバージョンであるべきと我々は回答している。Acrobatバージョン番号がなお示されているものがみられている。次の版で、これを適切に訂正する必要がある。	承認(仕様変更) v3.3対応

780	AstraZeneca	PhRMA	仕様 v3.2 「PDF 文書および画像の作成方法」を参照。	スキャニング基準—ICHが推奨することはできるのか? 300 dpiでスキャンすると、漢字文書が明確でないようだ。	生様を「少なくとも300 dpi」に変更すべきである。	承認(仕様変更)	Ver3.3対応
790	AstraZeneca	PhRMA	仕様 v3.2 「修正、追加または変更に対する指示」を参照。	PDF Global Acrobat仕様の標準化—eCTD用の PDF Global Acrobat仕様を標準化するためには、どういう計画があるのか、(例えば、Distiller 設定)? PDFを作成する際のPDF設定はどういふものか? PDFを最適化するのほどのバージョン(1.3?)か? PDFにはサムネイルがあるのか?	eCTD仕様のPDFの項で全地域にわたる標準化をとりあげる。PDFまたは XML の利用は次の仕様で評価する。	却下	
800	AstraZeneca	PhRMA	仕様v3.2 6-11ページを参照	プラセボと比較薬に関するCMCなどにおいて各比較薬を申請書内の別々の3.2「医薬品」として扱うのか、または3.2「地域」にプラセボと比較薬の情報双方を含めるべきか?	これはCTD Q に関する質問である ので CTD Q ループに引き渡す。	却下	

810 EFPIA EFPIA

Q&A 28

Q&A No. 28 が補足された。

承認

「欧洲での経験に限らず、eCTD IWGはこのQ&Aを検討してほしい。」
Q&Aの一部として、次の記述がなされている。
「当分、他の地域(=eCTD仕様)に従って、ノード拡張の適切な使用を受け入れができる
(すなわち、情報を提出するための他の実行可能な手段がない場合でない限り、その利用は奨励されない)。IWGはこの状況を検討する」
欧洲での経験では、「一般的に試験を区別し、試験別にファイルを整理するために最下位レベルで、常にノード拡張が利用されている。他の例は、属性で支持されない区別が必要な場合はいつでも、バックボーンの高位で使用されている。問題は生じていないようであり、欧洲では実際にノード拡張の利用が予想されるので、本ガイドラインを検討するのは意味があるだろう。」

				O&Aとして承認	No. 34
820	GSK Canada	FDA	仕様v3.2および地域の仕様	<p>バックボーンに存在する場合、その後の提出時に、その位置の文書に対し、「new」を使用できるか? eCTD builder productの業者は、eCTDのライフサイクルのどの時点でも、その後の提出でオペレーション属性が「new」を割当てられる場所に含まれる同じ名前、表題の文書のは、変更/修正に「カーバーレター」が含まれる場合である。これは、常に特定のファイルと関連している。「new」は、使用すべき属性である。「replace」または「delete」は関連がなく、「append」は意図された関係がないため、過去に言及する必要がないので、使用するのには適切でない。この問題がモジュール2-5で生じる他の例がある。例えば、QOSが全く新規で、「append」にも依存せず、「delete」または「replace」も必要ない場合。後に提出する際の「new」の使用の許容性について明確にしていただきたい。</p>	<p>地域の当局がこれらの質問に関して、どの国がeCTDのみを保管用の正式提出資料として受け入れるのが? 条件は何か? eCTDを受け入れる意思がある非ICH加盟国はあるか?</p> <p>却下</p>
830	Liquent	PhRMA	各地域の実施ガイド		

840	Liquent	PhRMA	仕様 v3.2	PDFファイルのバージョン。購入できるのは最近のバージョンのみであることを踏まえたうえで、受理されるAcrobat文書の異なるバージョンとの互換性に対する期待があるのがFDAサイトの最新のガイダンス文書はPDF1.4を指示している。Acrobat Distillerを下位バージョンのPDFを作成するよう設定できるが、Acrobatの新しいバージョンで操作されるとハイパーリンク、ブックマーク等を加えるために、しばしば必要)、ファイルはその新しいバージョンを維持し、「saved down(下位バージョンで保存)」できない。	変更要請 00790に対する返答を参考下 照。
850	Liquent	PhRMA	仕様v3.2	DIA EDNA会議で、ハイパーリンクと提出資料のライフサイクルに関する質問があった。後に更新されるリストボックスが承知している文書については(例えば、120日目の安全性更新の一貫として)、FDAによると、初回提出時にハイパーリンクを提出しないで良く、むしろ審査官がバックボーンを介して入手できるように物理的な引用を提出すべきであるとされる。このアプローチは全ての地域で認められるのか?	これはビジネス関連の質問であるので、eCTD IWGは返答できない。個別的に、地域当局に相談すること。
860	Liquent	PhRMA	仕様 v3.2	appendオペレーションの使用に関して、最も慣行を推奨していただきたい。付加される内容にそれが適用される元の文書の部分に対する状況的な手掛かり(contextual clues) を含めることが期待されるのか?	これはビジネス関連の質問であるので、eCTD IWGは返答できない。個別的に、地域当局に相談すること。

				EUの地域的質問		
870	Liquid	PhRMA	EUの地域仕様	XMLでのEU申請書式v1.0が発表されたが、これが受理されるおよび/または強制される時間枠はあるのか?これと支持ファイルをどうeCTDに含めるべきかに關して詳細に説明していただきたい(申請書式XMLファイルと共に支持ファイル、またはメインユーティリティ・ディレクトリ等)?	EUの地域的質問 却下	
880	Liquid	PhRMA	申請者に対するEU通知	相互認証手続におけるeCTDの取扱いに関して、追加討議がなされたか?異なる関連加盟国への複数の提出を支援するため、eCTDのライフサイクルを「分歧」できると示唆されたままもなく、追加ガイドンスでこれを明確にするのか?	EUの地域的質問 却下	
890	Liquid	PhRMA	仕様v3.2	関連シーケンス要素に関して、詳細に説明していただきたい。修正されたファイルバスに含まれるシーケンスに対する参照のみを含めるべきか、または新たに提出する情報に対するシーケンスが関連するのか?	Q&Aとして承認 No. 35	
900	Liquid	PhRMA		eCTDのライフル上の機会と問題の意味を理解するのを助けるために、歐州の当局に対する教育訓練計画はどういうものか?	EUの地域的質問 却下	
910	Liquid	PhRMA	仕様v3.2	文書の長さ、および文書自体に内部目次を設ける必要性に関する推奨はあるか?文書の構成を表すブックマークは、目次に代わる許容される代替法か?	仕様3.2の7-3ページを参照。 却下	
920	Liquid	PhRMA	USおよびEUの地域仕様	SPLとPIMのイニシアチブで、eCTDにこれらとの文書と支持ファイルをどのように含めるかに關するガイドンスを発表する計画、およびライフサイクルに関する検討する計画はあるか?	モジュール1に関する地域ガイドンスを参照 却下	

930	Lquent	PhRMA	eCTD DTD	非リーフ要素に対するIDを使用することが想定されるか、およびそれを用いるライフサイクル上の示唆はあるか? リーフIDに使用する文字数に(技術的または実際的)制限はあるか?この値として、GUIDは適切と考えられるか?	この質問を理解するには、例があるとよいだろう。 W3C基準に対する参照?	却下	却下
940	Lquent	PhRMA	仕様v3.2	文書が複数回付加される場合(シーケンスoperation="append"を持つリーフが含まれ、0000で提出されたリーフが修正される)、審査の観点からこれが扱いにくくなる時点があるか? ある時点で、0000で提出したファイルを、單一のリーフとして現文書を構成する全体(sum-total)で置き換えて、付加されたリーフ要素を削除するほうが道理にかなうと期待されるか?	これはビジネス関連の質問であるので、eCTD IWGは返答できない。	承認(仕様変更)	V3.3対応
950	Lquent	PhRMA	仕様v3.2	リンク-テキストおよびxref要素を、eCTDでどうする適用(は示されていない。どこで適用されるか)を知りたい。 2004年11月のQ&Aにノード拡張の利用(#28、変更要請00560)が含まれている。顧客から聞いたところでは、ノード拡張はEUTでは必要だが、v3.2仕様では特に奨励されていない。これの継続的使用の予想に関して、詳細な考えが示されているか?	今のところ、これらを使用する計画はない。	却下	却下
960	Lquent	PhRMA	eCTD DTD より び仕様書	リンク-テキストおよびxref要素を、eCTDでどうする適用(は示されていない。どこで適用されるか)を知りたい。	変更要請 00810と重複。	却下	却下
970	Lquent	PhRMA	仕様 v3.2 および 地域の仕様	(#28、変更要請00560)が含まれている。顧客から聞いたところでは、ノード拡張はEUTでは必要だが、v3.2仕様では特に奨励されていない。これの継続的使用の予想に関して、詳細な考えが示されているか?			

980	Liquid	PhRMA	仕様v3.2	eCTDと紙媒体の並行提出をさらに促進するため、ICHおよび/または規制当局ごとの紙媒体CTDを更新する計画はあるか。(2004年6月から、EMEA v0.3 ガイダンス文書「Practical guidance for the paper submission of regulatory information in support of a marketing authorisation application when using the Electronic Common Technical Document ("eCTD") as the source submission」にあるとおり)?	一部の地域で紙媒体がなお必要とされる間に、eCTDと紙媒体の並行提出をさらに促進するため、ICHおよび/または規制当局ごとの紙媒体CTDを更新する計画はあるか。(2004年6月から、EMEA v0.3 ガイダンス文書「Practical guidance for the paper submission of regulatory information in support of a marketing authorisation application when using the Electronic Common Technical Document ("eCTD") as the source submission」にあるとおり)?	地域ガイダンスを参照	範囲外
990	Liquid	PhRMA	仕様v3.2	PDFと対照的に、XML構成された内容とみなされるモジュール2-5または地域のモジュール1のeCTDの他のセクションはあるか?	構成されたXMLファイルについて は、地域のガイドンスを参照。PDFに代わるXMLの使用については、 変更要請No.00709を参照。	範囲外	範囲外
1000	Liquid	PhRMA	仕様v3.2	内容の再提出を必要とせずに、古いリンクを防ぐことに関するライフル・リンクの問題を検討するために、詳細な議論が行われたか?	変更要請 00320を参照。	保留	保留
1010	Liquid	PhRMA	Study Tagging Files v2.6, 2004年11月に対するeCTDバックボーンファイルの仕様	v2.6 STF仕様はコンテンツ・ロック(content-blocks)に言及していないが、これらはDTD内にある。これらを利用する予定はあるから、例を提示していただきたい。	USの地域ガイダンスを参照	範囲外	範囲外

1020	Liquent	PhRMA	仕様 v3.2	ICHサイトにはSTFのv2.6のZipファイルがあるが、FDAサイトにはなおv1.1がある。累積アプローチを用いる場合に、2.6バージョンが使用すべき正しいバージョンと仮定すると、以前に仕様1.1に従ってSTFを提出していた場合に、xlink:hrefのフォーマットがフォルダ/ファイルパスからバックボーンの間接的な参照にどう変更されたか、およびプロパティ要素の使用範囲の変更を考慮すると、新STFでは古いdoc-content要素からプロパティ要素を取り除き、xlink:href属性のフォーマットを更新すべきか?累積アプローチをとる場合、最新の使用を反映するため前に提出したSTFsを更新する必要があるか?	ICHの地域ガイドラインを参照 USの地域ガイドラインを参照	範囲外
1030	Liquent	PhRMA	eCTD DTD	role, activate,および/またはshowのリース属性を使用する計画はあるか、または使用する計画がない場合は、これらを仕様から除去する計画はあるか?	今のところ、これらを使用する計画はない。 承認(仕様変更) Ver3.3対応	範囲外
1040	Liquent	PhRMA	業界へのガイダンス - ICH-CTD フォーマットに基づく市販申請書の提出	特定期間、企業がハイブリッド(eNDA/eBLA)およびCTDの内容)を提出し続けることが予想されるか?ハイブリッド要件が最終的にeCTDに含められる予定はあるか? FDAは、今年と去年に何件のハイブリッドと何件のeCTDを受領したのか?	重複した変更要請、00890を参照。	却下
1050	Liquent	PhRMA	US モジュール1 Ver.1 2004年3月	関連シーケンス要素に関して、詳細に説明していただきたい。修正されたファイルパスに含まれるシーケンスに対する参照のみを含めるべきか、または新たに提出する情報に対するシーケンスが関連するのか?	重複した変更要請、00890を参照。	却下